



# 海外ビジネス情報 OITA TRADE & VIEWS

JETRO 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 大分貿易情報センター  
OFTA (一社) 大分県貿易協会

## Contents

### 世界

武漢熱線 vol.73 「100万人大学生、定住・創業・就職プロジェクト」大卒者の取り込み大作戦

香港熱線 vol.72 「超高齢社会」が目前に迫る香港の高齢者福祉事情

### 貿易実務

貿易協会シリーズ 貿易取引に関する予備知識

貿易協会シリーズ 海外OEM生産 一製造供給契約書の作成(4)一

アドバイザーシリーズ トランス脂肪酸使用禁止 今年6月から本格施行 一部分水素化油脂の使用 原則禁止に一米国

### お知らせ

平成30年度 『秋季貿易講座』開催のご案内

一般社団法人大分県貿易協会「ベトナム経済視察ミッション」のご案内

大分港大在コンテナターミナル利用転換促進助成金 交付申請書受付開始!!

### 事業報告

平成30年度 大分県の貿易

vol.119  
2018 July.-August.

# 「100万人大学生、定住・創業・就職プロジェクト」 大卒者の取り込み大作戦

大分市武漢事務所 趙 南星

今回は、武漢の大学生にまつわるホットな話題をお届けします。

武漢市の高等教育機関の箇所数は、大学と研究機関とを合わせますと89か所にのびります。大学に籍を置いている学生数は130万人で全国一位を誇ります。毎年、26万人もの大学生が卒業し巣立ちしますが、ただ単に喜んでばかりではられません。

卒業生はそのほとんどが、首都北京や上海、広州、深圳などの沿海都市で就職し、ハイレベルな人材として重宝されています。一方で、せっかく市を挙げて、貴重な人材を育ててきたゆりかごの武漢には、わずか8万人の卒業生がとどまり、就職するだけです。

「武漢の未来」、そのカギを握る人材の確保は、社会が注目する新たな武漢の課題と言えます。このような中で、武漢市人民政府は全国に先駆けて「100万人大学生、定住・創業・就職プロジェクト」を発表しました。このプロジェクトでは、各専門分野の優秀な卒業生に対して、武漢就職を促進するために、生活面、仕事面での補助金や創業支援などの具体的なインセンティブを定めています。計画期間は5か年です。

## 早期内定取得の促進

これまで、毎年秋に開催されていた大学新卒者就職説明会が最も重視されていましたが、今年からは卒業前の春先に大学ごとに3回ほど大型の就職説明会が開催されました。武漢市政府は、説明会を周知するため、PRポスターを学内に掲示するとともに、ソーシャルメディアやウェブサイトなどをフル活用しました。

企業側も東湖ハイテク開発区や武漢経済開発区、武漢臨空経済開発区の立地企業から6万人分の高級年俸求人票が寄せられました。求人企業からは全て武漢の平均大卒初任給を超える賃金提示があり、60%以上の求人票の年俸が8万元（約132万円※1元16.5円計算）から12万元（約198万円）となっており、そのうち12万元が30%を占めていました。情報によりますと、市外や湖北省外で開催された説明会にも約5万人が来場し、うち15,436人が内定を取得したとのことでした。

就職以外に「長江貯蔵」や「衆創空間」などのインキュベーションを運営する創業支援企業も説明会を開催し、創業に関する人材、資金、技術、支援スキームを紹介して武漢での創業を広く呼びかけました。



春の就職説明会の様子

## 最低給与保障

武漢市人材保留局、武漢市人力資源社会保障局、武漢市国有資産委員会、武漢市工商連合会などの呼びかけによりまして、武漢市の国有企業と民間経営企業による「武漢市大卒者最低賃金連盟」が設立されました。連盟に加盟する910社の企業は、大卒者最低年俸ガイドラインに同意し、人材獲得競争に加わるようになりました。



臨空港青タウン一角

## 新卒者就職補助金と都市戸籍取得

武漢市では、博士資格者、有名大学卒業生、海外留学経験者やハイテク分野等の人材がまだまだ足りないといわれています。武漢市政府はこうした必要とされる人材の武漢就労支援として、月に2,000元（約33,000円）を3年間支給することになりました。また、重点大学新卒者や武漢で起業する意向がある留学帰国者に対しては、就労前に武漢への転籍が認められるようになりました。また、高等専門学校卒業生も自動車、鉄鋼、石油化学、物流等の分野に限って、先に転籍でき、その後に就労できるようになりました。これにより、市民として優遇される権利を享受しながら、就労準備を進めることができるようになりました。

## 居住環境の向上、改善

武漢の居住環境の良しあしは、働き方にも影響を与えますが、とくに新社会人にとっては、武漢で働くかどうかを判断するうえで重要なポイントとなります。武漢市政府は全国初の大卒新卒者、不動産物件の賃貸、購入にあたって20%オフの政策を始めました。空港に隣接する臨空開発区では、「臨空青年タウン」不動産セールがスタートしました。こちらも20%オフの販売価格で、この結果、1㎡の単価は武漢平均相場の3分の1の6,800元（約112,200円）となりました。セールスタート初日の問合せは約700件もあったそうです。格安の不動産物件は新卒者にとっては、将来の武漢の発展を魅力的に感じる出来事だったようです。今後、新卒者を対象とした「青年タウン」は市内14か所600ヘクタール、数千件が建設されるのだそうです。また「青年タウン」のデザインコンセプト、設計のコンペを各大学に依頼するとのことでした。

武漢市の総人口の1割以上を占める大学生の存在は、武漢の特徴的な一面です。中国でも着実に進む少子高齢化社会の波は、例外なくいずれ武漢にも押し寄せてきます。武漢だけが免れるということはできませんが、目下、大卒者の取り込み作戦は、静かにそして大胆に展開されています。

# 「超高齢社会」が目前に迫る香港の高齢者福祉事情

大分銀行 香港駐在員事務所 次席 庄司 真央

高齢化の進行は世界共通の課題ですが、長寿世界一の香港も例外ではありません。現在香港の人口に占める65歳以上の割合は17.8%と高齢社会(65歳以上の人口が14%超)を迎えています。香港は日本と異なり人口増加の中で高齢化が急速に進行しています。人口増加の要因は中国本土を中心とした移民の増加によるもので、合計特殊出生率は1.21人と日本以下の水準にあります。そのためこの状況が続けば2024年には全人口に占める65歳以上の割合が21%を超える超高齢社会に突入すると言われています。日本は既に超高齢社会を迎えています。香港が超高齢社会に至るスピードは日本より速く、2050年には日本を抜いてアジア最大の高齢者人口割合の多い都市になると推測されています。今回は、香港の喫緊の課題でもある高齢者福祉事情についてお伝えします。

## 【膨らむ社会保障費】

香港政府の歳出に占める日本という社会保障費(公的年金、公的医療費負担は除く)の割合は約15%で、高齢化の進行に伴いここ数年5~10%前後の増加率で推移しています。今年度予算は前年度比30%増加の922億香港ドル(約1.3兆円)と10年間で2倍以上に増加し、今年度予算の中で社会保障費は最も増加率の高い費目となっています。社会保障費急増の背景には、高齢者の人口増加及び高齢者の貧困問題への対応があります。現在の高齢者は2000年から始まった確定拠出型の強制積立年金制度や退職金制度の恩恵を受けられないこともあり、貧困層の約3分の1を占めています。そのため、政府は低所得の高齢者を限定とした給付金や、高齢者全員を対象とした医療クーポン(政府が発行する医療機関のみで利用できる電子金券)の提供、公共交通機関の利用料の優遇措置などを行っています。昨年度から今年度にかけて医療クーポンの支給限度額の引き上げ及び受給対象年齢の拡大や、低所得者への給付金引き上げが社会保障

費の増加にも反映されています。現状、香港政府の財政状況は昨年度、過去最高となる1,380億香港ドル(約1.9兆円)の黒字状態にあり、実質無借金で財政備蓄は約1兆香港ドル(約1.4兆円)あるため、社会保障費の財源は賄えています。しかしながら、急速な高齢化に伴い50年後の社会保障費は現在の約3~4倍に膨らむことが見込まれており、今後財源をどのように確保していくのか懸念が強まっています。

## 【香港の高齢者施設】

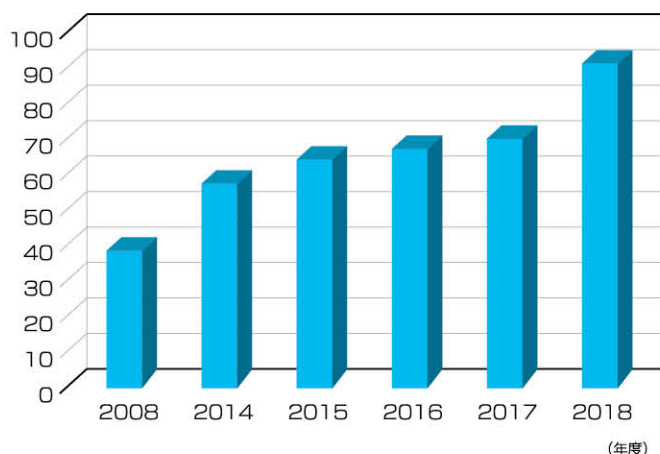
香港の高齢者施設はデイサービスや訪問介護、高齢者専用のコミュニティセンターなどの在宅型と老人ホームなどの居住型の2種類があります。居住型施設は利用者の介護度合いに応じて4種類に分かれており、現在香港には官民合わせて7.4万床あります。利用者は利用料が安価な公立の居住型施設への入居を希望しても、自ら事業所やサービスの種類を選択することが出来ません。香港には日本のような介護保険制度はありませんが、介護を必要とする症状に応じた4段階の認定基準があります。認定は政府からの委嘱を受けた看護師などの専門家が定められた要件に基づき行われ、公立施設への入居には介護認定の取得に加え専門家による審査を経る必要があります。公立施設への入居は施設数が全体の約3割と少ない上に、介護人材不足等も相まって難しく、平均2~3年待ちの状況が続いています。また施設数の比較的多い私立でも1年待ちの状況です。

## 【日系企業による香港の介護事業への進出】

香港政府は増え続ける高齢者施設への利用需要と社会保障費の財政負担を軽減するため、大手財閥やディベロッパーに対し、一部税控除などの優遇策を講じ、民間の高齢者施設事業への新規参入を促しています。民間の高齢者施設の利用料や料金体系及びサービス内容には各施設間で大きな差があり、富裕層などあらゆる層のニーズを満たしていない施設も多いようです。そこで、主に富裕層向けの高齢者施設を提供する現地企業が、サービスの質向上を図るために日系企業との協業や業務提携を行うケースが2年程前から始まっています。例えば、介護人材育成のための研修の実施や、利便性や快適性向上のための設計ノウハウや最新設備の提供などが行われています。また、香港の高級住宅エリア内に建設中の高齢者施設に現地企業と共同出資を行い運営に乗り出そうとしている日系企業も始まっています。

高齢化が急速に進行する香港社会において、介護人材不足の解消や良質な高齢者施設及び高齢者向けのサービスの提供は非常に重要かつ早急に取り組むべき課題です。本分野では香港の一步先を行く日本に対する香港の注目度は高く、今後香港と日本との間での協業はさらに増えていくものと思われます。

(単位: 10億香港ドル)



＜香港政府の社会福祉費歳出額の推移＞

※香港政府HPのデータを元に作成

※本レポートでは、2018年6月28日のレート  
1香港ドル=14.07円を参考にしています。

## 輸出取引の仕組み 2

## 貿易取引に関する予備知識

関西大学教授 博士（商学） 吉田 友之

## 3. 輸出価格の見積

## インコタームズ2010におけるトレード・タームズの輸出価格構成費用

|                                  | EXW | FCA<br>FOB | CPT<br>CFR | CIP<br>CIF | DAT | DAP<br>* | DDP<br>* | FAS |
|----------------------------------|-----|------------|------------|------------|-----|----------|----------|-----|
| ①仕入原価〔製造原価〕                      | ○   | ○          | ○          | ○          | ○   | ○        | ○        | ○   |
| ②輸出梱包・荷印費                        | ○   | ○          | ○          | ○          | ○   | ○        | ○        | ○   |
| ③輸出国内運送費・倉庫料                     |     | ●          | ●          | ●          | ●   | ●        | ●        | ●   |
| ④国内運送保険料                         |     | ●          | ●          | ●          | ●   | ●        | ●        | ●   |
| ⑤輸出検査料・許認可料                      |     | ○          | ○          | ○          | ○   | ○        | ○        | ○   |
| ⑥輸出通関諸費用                         |     | ○          | ○          | ○          | ○   | ○        | ○        | ○   |
| ⑦船積費用                            |     | ○          | ○          | ○          | ●   | ●        | ●        | ○   |
| ⑧積込費用<br>〔ターミナル・ハンドリング・チャージ：THC〕 |     | △<br>▲     | △<br>●     | △<br>●     | ●   | ●        | ●        |     |
| ⑨国際運送費                           |     |            | ○          | ○          | ●   | ●        | ●        |     |
| ⑩貨物保険料                           |     |            |            | ○          | ●   | ●        | ●        |     |
| ⑪輸入通関諸費用                         |     |            |            |            |     |          | ○        |     |
| ⑫輸入諸税                            |     |            |            |            |     |          | ○        |     |
| ⑬輸入国内運送費・倉庫料                     |     |            |            |            | ○   | ○        | ○        |     |
| ⑭金利                              | ○   | ○          | ○          | ○          | ○   | ○        | ○        | ○   |
| ⑮通信費                             | ○   | ○          | ○          | ○          | ○   | ○        | ○        | ○   |
| ⑯雑費                              | ○   | ○          | ○          | ○          | ○   | ○        | ○        | ○   |
| ⑰予想利益                            | ○   | ○          | ○          | ○          | ○   | ○        | ○        | ○   |

注：定期船利用の場合。○印は輸出者負担。△印は一概にどちらの負担とはいえず、特約すべき。●印は実質上輸出者負担。  
▲印は実質上輸入者負担。＊印は仕向地での荷降費用は運賃に含まれているため実質上輸出者負担となるが本来は輸入者負担。

輸出見積の計算方法には、仕入原価をもとに各種諸経費を加えて売価を計算するコスト・プラス方式と海外での売価をもとに各種諸経費を差し引いて仕入原価の限度を計算するブレイク・ダウン方式がある。輸出者は相手方と取引交渉を行うために値段表や輸出価格の見積を提示する必要があるため、前もって輸出の見積を計算しておかなければならない。したがって、この見積は相手方との交渉を開始するまでに行っておけばよいが、本シリーズでは予備知識として掲載した。

以下において、上表の価格構成要素について説明したい。

①は、通常輸出業者が国内のメーカーから製品を仕入れる価格である。メーカーの直接貿易の場合には、国内の原材料販売者や部品メーカーから原材料や部品を仕入れ、それらを製品に組み立てるまでに要した費用で製造原価となる。

②は、貿易運送に耐えられる堅牢な梱包を付するための費用である。在来船に比べてコンテナ船では梱包が簡易となる傾向にある。また梱包一個一個の外側に、仕向地、荷口の個数、原産地国、識別記号などを刷りこむ必要がある。

③は、輸出者の倉庫・工場から約定品を指定船積港に運送するのに要する費用である。また諸事情により倉庫に保管せざるを得ない場合には入庫から出庫までの間の倉庫料を計上する。

④は、輸出国内で約定品を運送する際に付保する保険料で

ある。

⑤は、わが国の法律で検査を要する場合、およびわが国の商品に対して輸入先国から検査を求められる場合に必要となる。検査量を行う必要がある場合にはその費用を計上する。売買契約上、検査について合意がある場合、合意した検査機関で検査を実施しその費用を計上する。現行では、外国為替及び外国貿易法（外為法）において輸出許可ないし輸出承認を得なければならない品目がありそれに該当する場合それに要した費用を計上する。またFTA、EPAの締結国との取引では、特定原産地証明書の発行費についても計上が必要となる。

⑥は、輸出通関手続きを通関業者に依頼した場合の手数料である。

⑦は、約定品を船側まで運送する費用である。艀を利用して本船に船積みする場合には、船積港から沖に停泊している本船の船側まで約定品を艀で運送する必要がある、このために要した費用も含まれる。またLCL (Less than Container Load) 貨物の場合にはコンテナ・フレイト・ステーション (Container Freight Station : CFS) ・チャージが生じる。これは、約定品のコンテナへの詰め込み、コンテナのCFSとコンテナ・ヤード (Container Yard : CY) 間の移動に要する費用であり船会社はそれを運賃とは別に徴収している。

(つづく)

## 国際的生産連携 -OEM契約 8-

## 海外OEM生産

## — 製造供給契約書の作成(4) —

海外OEM製造供給契約、契約形態を売買契約型（英文例は「ABC」を「委託者」、XYZを「受託者」として、その主要条項を紹介する。

## 1. 製造物責任とサイレントチェンジのリスク対応

サイレントチェンジとは、OEM生産を委託した企業が知らないうちに、海外のOEM製造業者が、部品、原材料、製造工程、検査工程などを無断で変えてしまうことである。製造委託者が知らないうちに、海外の製造委託先でサイレントチェンジの行為があり、製品の品質、安全性の問題が発生し、製造物責任など最悪の事態が発生することもある。

サイレントチェンジの契約上の対策としては、以下の項目が挙げられる（本シリーズNo.4を参照願いたい）。

- ①製品仕様の明確化、厳格化
- ②設計、製造、供給の役割分担の明確化
- ③原材料の調達先の限定、委託者の原材料の検査権の留保
- ④製品の検査、報告義務、委託者の製造現場の監査権の留保
- ⑤製品の保証規定の明確化
- ⑥製造物責任の責任分担の明確化

## 2. 製造物責任とOEM製造委託者の責任問題

海外から日本に輸入されるOEM製品を対象とすると、日本国内で製造物責任問題が発生することになる。日本の製造物責任法は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定められている。

「製造物の欠陥」とは、その製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。欠陥の類型は、以下の三類型に分類される。

- ①製造上の欠陥：製造過程で粗悪な材料が混入したり、製造物の組み立てに誤りがあったり、設計・仕様通りに製造されず安全性を欠く場合。
- ②設計上の欠陥：設計段階で十分な安全性に配慮しなかったため、製造物が安全性に欠ける場合。
- ③指示、警告上の欠陥：事故を防止・回避するための、危険性の適切な表示、情報を与えなかった場合。

「製造物責任の責任主体」となる製造業者等の定義は広く、

- ①当該製造物を製造、加工又は輸入した者。
- ②当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等を表示した者が含まれる。

日本の製造物責任法の下では、海外に生産委託したOEM製造委託者は、製造物責任の責任主体として、被害者に対する賠償責任を負わされることになる。OEM製造委託者にとり、製造物責任の対策は重要課題である。



## 3. 製造物責任条項 (Products Liability Clause)

## 1) 製造物責任の賠償責任、補償責任

海外製造業者が製造し、製造委託者に供給したOEM製品の欠陥を起因として第三者から製造物責任訴訟等の請求を起こされた場合に、その賠償責任、補償責任の全てを海外製造業者が負担するように具体的に規定しておく必要がある。製造物責任訴訟は契約期間終了後も発生する可能性があり、責任残存規定を設けておくことも大切である。

GBC (ジービック) 大貫研究所 代表

公益社団法人日本仲裁人協会 理事

同志社大法学研究科 スーパーバイザー 大貫 雅晴

尚、この条項規定は、受託者、委託者の利害が対立、合意は困難な場合が多く、補償責任、免責規定の合意ができない場合も多くある点留意しておく必要がある。

以下に参考英文条項を示す。

製造物責任にかかる損害賠償、費用に掛かる受託者の委託者に対する賠償、補償、及び免責と契約終了後5年間の残存義務を課した規定となる。

1) XYZ shall at its own expense indemnify and hold harmless ABC and the directors, officers and employees of ABC from and against any and all losses, damages (actual, consequential or indirect), liabilities, penalties, fines, claims, demands, suits or actions, and related costs and expenses of any kind (including, without limitation, expenses of investigation and recall, counsel fees, judgments and settlements) for injury to or death of any person or property damage or any other loss suffered or allegedly suffered by any person or entity arising out of or otherwise in connection with any defect or alleged defect of Product sold by ABC to XYZ under this Agreement, except to the extent such claim is caused by the gross negligence or willful misconduct of ABC.

The obligations of XYZ provided for in this Article shall survive for five (5) years following the cancellation, termination, rescission or expiration of this Agreement.

## 2) 製造物責任訴訟の協力義務

製造物責任訴訟が発生した場合に、その防御を行うための、種々の情報、証拠が必要となるが、海外製造業者の協力が必要となるため、共同して防御することが大切である。

以下に参考英文条項例を示す。

製造物責任請求、訴訟発生時の報告義務、及び防御の協力義務を課した規定となる。

2) If any claim, proceedings or suit is made by any third party against XYZ or ABC for alleged product liability, the party shall immediately inform the other party of such claim, proceedings or suit, and both ABC and XYZ shall cooperate with each other in the defense

## 3) 製造物責任保険の付保

製造物責任対策の一つの方策に、製造物責任保険の付保がある。

製造物責任保険では、被保険者の法律上の賠償責任の負担が保険金の支払の要件となっており、裁判上のもの、示談、調停等の裁判外での賠償責任も保険の対象となっている。

付保の方法としては、各当事者がそれぞれ被保険者となる製造物責任保険を各自自己の勘定で付保する場合、また、一方の当事者が製造物責任保険を付保して、その保険に追加被保険者を追記する場合がある。

例えば、XYZとABCが各自で自己を被保険者とする保険を付保するのか、又はXYZが自己を被保険者とする保険を付保して、その保険に更にABCを追加被保険者に追記した保険を付保する方法が考えられる。

以下に、ABCを追加被保険者とする英文参考文を示す。

受託者XYZの製造物責任保険の付保義務、及び追加被保険者に委託者ABCを追記する規定となる。

3) XYZ shall arrange an adequate insurance for product liability at the expense of XYZ, in which ABC shall be designated and named as the additional-insured, and a copy of such Insurance Policy shall be provided to ABC by XYZ without delay. (つづく)

# トランス脂肪酸使用禁止 今年6月から本格施行

## — 部分水素化油脂の使用 原則禁止に — 米国

日本貿易振興機構（ジェトロ）大分貿易情報センター

アドバイザー 内山 正敏

全米で2018年6月18日以降、トランス脂肪酸を生成する部分水素化油脂の使用が禁止される。その概要および業界団体や食品企業の動きについて紹介する。

—2018年04月27日—ジェトロHPより抜粋—

### 規制の概要

米国食品医薬品局（FDA）は2015年6月16日、トランス脂肪酸を生成する部分水素化油脂（PHO's, : Partially Hydrated Oils）の使用を原則的に禁止すると発表し、対応の猶予期間を3年間と公表していた。

部分水素化油脂は、植物油の油脂量を増やすことなどを目的に水素を添加して精製される硬化油のことで、酸化に強く日持ちが良いとされる。これを使用した揚げ物や焼き菓子などの食品は食感が良くなり、マーガリンやショートニングなどに使われることが多い。

1950年代からクッキーやドーナッツ、ケーキなどの菓子類、ピザやフレンチフライ、冷凍食品など多くの食品に使われてきたが、人体への安全性が現時点で確認できていないなどの理由により、2018年6月18日以降、その使用が禁止されることとなった。なお、通常の添加物と同様に、使用前にFDAにその安全性を証明した上で、添加物としての使用に関してFDAの承認を受けることで、禁止が回避できる場合もある。

### トランス脂肪酸の危険性、禁止の背景

同措置はトランス脂肪酸の過剰摂取を防止する観点から講じられる。世界保健機関（WHO）は2003年、1日のトランス脂肪酸の摂取量を摂取エネルギー量の1%未満にとどめる勧告した。一方、食品への栄養成分表示が義務付けられている米国においては、2006

年以降、食品にトランス脂肪酸が0.5g以上含まれる場合、その含有量の記載を義務付けていた。今般の禁止措置は、トランス脂肪酸生成の素となる部分水素化油脂の継続使用を禁止した点において、これまで講じてきた食品表示規制よりもさらに厳しい規制内容となっている。これにより、食品製造業者は2018年6月以降、代替油に使用を切り替える等の対応が求められることになる。

なお、トランス脂肪酸は、部分水素化油脂だけでなく牛や羊などの反芻動物から生成される自然由来の食品（牛肉やラム肉、乳製品など）にも微量含まれるが、こうした天然由来の原材料としての使用は、添加物扱いとはならず、今までどおり使用が可能だ。

北米地域で製造された食品に含まれるトランス脂肪酸の量は、2008年には2006年の半分にまで減少したといわれている。さらに2015年には、食品製造業者協会（GMA）が2006年比85%減少したと発表した。そして、同年、FDAは食品製造業者に対し、3年以内に食品から部分水素化油脂を全廃するよう求めていた。

### 団体からの申し入れと対応

今回の禁止措置について、FDA関連法規動向に詳しいワシントンDCのOFW弁護士事務所（<https://www.ofwlaw.com/>外部サイトへ、新しいウィンドウで開きます）によれば、食品製造業者協会はFDAに対し、以下4点につき、部分水素化油脂の使

用が認められないか打診中である（ただし、これらについて同協会はFDAから回答を得てないとのこと）。

#### 1. フレーバーの加工助剤としての使用

(as a carrier for flavors)

#### 2. カラーリングの加工助剤としての使用

(as a carrier for colors)

#### 3. フライパンの剥離剤としての使用

(as cooking pan release agent for baking)

#### 4. その他加工助剤としての最小限の混入

(de minimums amounts as a processing aid)

### 大手食品製造業者および穀物メジャーの動向

Bloombergは、各社の対応を報道する記事を掲載した。その一部を紹介すると次のとおり；

#### 〈Dow Chemical Co. のDow AgroSciences LLC〉

同社の（遺伝子組み換え食品ではない） $\omega$ -9 脂肪酸キャノーラ油に含まれる飽和脂肪酸の量はオリーブ油に含まれるそれより少ないが、 $\omega$ -9 脂肪酸の量はオリーブ油に含まれるものと同レベルである。

#### 〈DuPont Co. の子会社 DuPont Pioneer〉

同社のトランス脂肪酸を含まない油「Plenish」は、遺伝子組み換え技術により標準的な大豆油より飽和脂肪酸を20%減らす一方で、 $\omega$ -9 脂肪酸はオリーブ油に近い基準にまで増加させることができた。

#### 〈Monsanto Co.〉

同社の遺伝子組換え食品である大豆油「Vistive Gold」には $\omega$ -9 脂肪酸が多く含まれている。他方、飽和脂肪酸は少なく、安定性は標準的な大豆油より高い。

このように各社とも今回の規制を機にさまざまな研究・開発を行っている。米国においては、引き続き健康志向の食品が一層求められると考えられる。日本食材の売り込みに際しては、こうした米国の状況に鑑み、規制に確実に対応して自社商品の有する健康面での競争的な特徴を十分にアピールすることが肝要である。また、そうすることにより、米国市場において他国産の食品などが占めているシェアを奪うことも十分可能と考えられる。



### ◆トランス脂肪酸についての詳細説明

—以下の農林水産省WEB及び厚生労働省WEB参照下さい—

[http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/trans\\_fat/t\\_wakaru/#3](http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/trans_fat/t_wakaru/#3)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091319.html>

## 平成30年度『秋季貿易講座』開催のご案内

一般社団法人大分県貿易協会

大分県貿易協会では、貿易業務に初めて携わる新人・新任者の方を対象に、貿易実務を行う上での基本的な知識を身につけていただくため、下記貿易講座を開催いたします。

今年度も、実践的でより深い知識修得を目指すためプログラムを組んでおりますので、是非この機会に受講ください。

### ◆ 開催概要 ◆

#### 1. スケジュール

| 開催日時                           | 講座タイトル・講師                                                          | 講座内容                                                                                                                 |
|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8月28日(火)<br>13:30~16:30<br>3時間 | ①貿易実務講座(基礎編)<br>立命館アジア太平洋大学<br>副学長 横山 研治 氏                         | 貿易を新たに始めたい方や、貿易を始めただけで全体像がつかめていない方などを対象に、取引開始から書類の作成まで、貿易の基本的な知識をわかりやすく指導します。                                        |
| 8月29日(水)<br>9:30~16:30<br>6時間  | ②ビジネス英語講座(基礎編)<br>立命館アジア太平洋大学<br>副学長 横山 研治 氏                       | 海外企業との取引において、必要最低限の英語表現を身につけたい方や、コミュニケーション能力を高めたい方を対象に、E-mailでの簡潔な文章作成を中心に、ビジネス英会話でも活用できる表現方法などを、実践に即した場面を想定して指導します。 |
| 9月6日(木)<br>13:30~16:30<br>3時間  | ③商談スキルアップ講座<br>*講座終了後、個別相談会開催<br>ジェトロ新輸出大国コンソーシアム<br>エキスパート 芳賀 淳 氏 | 海外取引を始める上で活用しやすい展示会や商談会に出展することを想定して、海外販路を構築する上で必要な業務や効果的な自社製品PR方法等、わかりやすく解説します。                                      |
| 9月20日(木)<br>13:30~15:30<br>2時間 | ④知的財産権講座<br>*講座終了後、個別相談会開催<br>ジェトロ 知的財産・イノベーション部<br>知的財産課 久保 省二 氏  | 知的財産の基礎的な内容(国内外)に加え、海外展示会及び商談会における知的財産侵害対策について、事例も交えながら、わかりやすく解説します。                                                 |

2. 会 場 ホテル日航大分オアシスタワー 20階「シリウス」
3. 参加費 ①3,000円 ②5,000円 ③④無料 \*貿易協会会員・ジェトロ会員は 全講座 無料
4. 定 員 各20名
5. 申込締切 各講座開催日の1週間前まで
6. 主 催 一般社団法人大分県貿易協会
7. 共 催 ジェトロ大分/大分県
8. 問 合 先 一般社団法人大分県貿易協会(担当:伊藤)  
TEL: 097-592-5932 / E-mail: info@oita-fta.jp
9. 申込方法 以下の申込用紙に必要事項を記入の上、FAXにて送付願います。

### 「秋季貿易講座」受講申込書

一般社団法人大分県貿易協会 (FAX: 097-593-3338) 行

|        |                                                                                                                                                                     |     |       |        |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------|--------|
| 御社・団体名 | (業種: )                                                                                                                                                              |     |       |        |
| 御 住 所  | 〒                                                                                                                                                                   |     |       |        |
| T E L  |                                                                                                                                                                     | FAX |       | E-mail |
| 所属・御役職 |                                                                                                                                                                     |     | 御 芳 名 |        |
| 参加希望講座 | <input type="checkbox"/> 貿易実務講座 <input type="checkbox"/> ビジネス英語講座 <input type="checkbox"/> 商談スキルアップ講座 <input type="checkbox"/> 知的財産権講座 <input type="checkbox"/> 全講座 |     |       |        |

\*1社につき複数名のご参加も歓迎します。また、個人の方も積極的にご参加下さい。

\*ご記入いただいた情報は適切に管理するとともに、本講座の運営の為にのみ使用いたします。

個人情報保護管理者: (一社)大分県貿易協会 事務局長 TEL: 097-592-5932

## 一般社団法人大分県貿易協会 「ベトナム経済視察ミッション」のご案内

大分県貿易協会では、平成30年10月16日から6日間の日程で、県内企業の経済交流や海外市場視察等を目的に、本年度の経済視察ミッションをベトナムに派遣いたします。

アセアン諸国の多くが経済の停滞に悩むなか、人件費の安さや技術力の高さに加え、企業誘致施策の充実による外資企業の投資や生産拡大により、安定した高い経済成長率を維持しているベトナムは、アジアにおける生産拠点、そして新たな消費市場としても注目を集めています。

このたび、ベトナム中部のダナン市とベトナム最大の商業都市であるホーチミン市において、政府関係機関への表敬訪問やブリーフィング、現地大手企業や日系進出企業等の視察、市場調査等を予定しております。

この機会に是非ご参加をいただきまして、新たなビジネスパートナーや商材を見出す絶好の機会としてご活用くださいますようご案内申し上げます。

### ミッション日程表

|   | 月 日      | 都 市                               | 発着時刻                                   | 交通機関                        | 内 容                                                                      |
|---|----------|-----------------------------------|----------------------------------------|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 10/16(火) | 福岡空港集合<br>福岡空港発<br>ハノイ着/発<br>ダナン着 | 08:00<br>10:30<br>13:00/15:00<br>16:20 | 各自<br>VN357<br>VN177<br>専用車 | 各自福岡空港へ<br>福岡空港国際線ターミナル集合<br>空路、ハノイへ<br>空路、ダナンへ<br>到着後、ホテルチェックイン         |
| 2 | 10/17(水) | ダナン                               | 終日                                     | 専用車                         | ダナン政府関係機関表敬訪問<br>現地工業団地視察、ブリーフィング<br>日系進出企業訪問、施設視察等                      |
| 3 | 10/18(木) | ダナン                               | 終日                                     | 専用車                         | 現地企業訪問、施設視察等<br>現地市場調査                                                   |
| 4 | 10/19(金) | ダナン発<br>ホーチミン着<br>ホーチミン           | 08:45<br>10:15<br>午後                   | VN113<br>専用車                | 空路、ホーチミンへ<br>到着後、昼食へ<br>ホーチミン市政府関係機関表敬訪問<br>日系進出企業訪問、施設視察等<br>現地駐在員との懇親会 |
| 5 | 10/20(土) | ホーチミン                             | 終日                                     | 専用車                         | 現地企業視察・市場調査等<br>夕食後、空港へ                                                  |
| 6 | 10/21(日) | ホーチミン発<br>福岡着                     | 00:20<br>07:20                         | VN350                       | 空路、福岡へ<br>到着後、解散                                                         |

主 催

一般社団法人大分県貿易協会

期 間

2018年10月16日(火)～21日(日)&lt;4泊6日&gt;

参加費用

お問い合わせください

募集定員

15名程度

申込締切

2018年8月27日(月)

問 合 先

一般社団法人大分県貿易協会 (担当：伊藤)

TEL：097-592-5932 FAX：097-593-3338 E-mail：info@oita-fta.jp

## 大分港大在コンテナターミナル利用転換促進助成金

### 交付申請書受付開始!!

「大分港大在コンテナターミナル利用転換促進助成金」の  
交付申請の受付を**8月1日(水)～9月28日(金)**の間に行います。

下記必要書類を期間内に **大分県ポートセールス実行委員会事務局** までご提出ください。

| 手続き  | 必 要 書 類<br>(申請内容等の確認のため下記以外にも別途資料をご提出いただく場合があります)                                                                                                                         | 提出期限                          |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 交付申請 | 1 交付申請書(第1号様式)<br>2 事業計画明細書(第1号様式の1～4)<br>3 登記事項証明書<br>4 H28年度大在CT利用状況証明書(第2号様式)・・・海貨業者の証明<br>5 荷主からの承諾書(第3号様式)・・・海貨業者が申請する場合<br>※3は記載内容に変更が無ければ初年度のみ提出<br>4及び5は該当する場合に提出 | 会長が定める日<br><br>H30.9.28<br>必着 |

### 助成金交付手続きフロー



～交付要綱、申請書の様式はホームページに掲載していますのでご利用ください～

ホームページアドレス <http://www.oitaport-ozai.jp/>



#### 書類提出先

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県土木建築部港湾課内 大分県ポートセールス実行委員会事務局あて

TEL 097-506-4617

担当メールアドレス hirai-shinichi@pref.oita.lg.jp

# 平成30年度 大分県の貿易

大分税関支署管内貿易概況（確報値）は、門司税関ホームページよりご覧いただけます。

## 1. 平成30年4月分 大分税関支署管内貿易概況（確報値）

**輸出額** 668.1億円（前年同月比12.2%増、2か月連続のプラス）。  
映像機器、事務用機器、銅及び同合金などが増加。有機化合物などが減少。

**輸入額** 1,086.9億円、前年同月比7.4%増、3か月連続のプラス。  
原油及び粗油、液化天然ガスなどが増加。揮発油、銅鉱などが減少。

### (1) 港別輸出入額

港名（通関官署）

（単位：百万円、％）

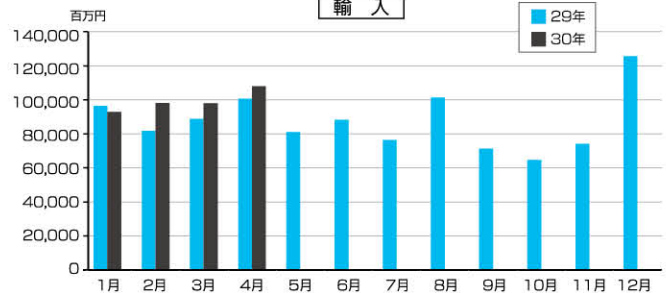
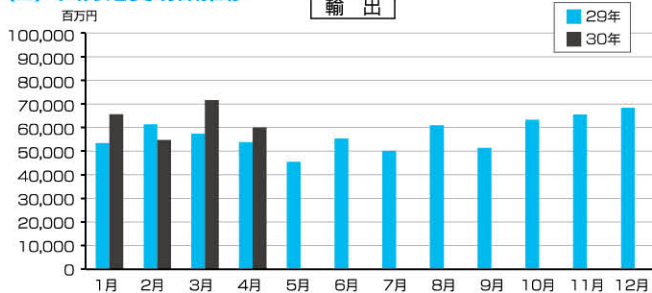
| 区 分          | 輸 出    |       |            | 輸 入     |       |           | 差引額  |        |
|--------------|--------|-------|------------|---------|-------|-----------|------|--------|
|              | 価 額    | 前年同月比 |            | 価 額     | 前年同月比 |           | 出・入超 | 価 額    |
| 大 分(大 分)     | 60,124 | 111.7 | 2か月連続のプラス  | 107,917 | 107.2 | 3か月連続のプラス | 入超   | 47,793 |
| 佐 伯(佐 伯)     | 1,128  | 54.5  | 2か月連続のマイナス | 318     | 134.5 | 4か月連続のプラス | 出超   | 811    |
| 津 久 見(津 久 見) | 5,553  | 152.4 | 3か月ぶりのプラス  | 451     | 153.0 | 2か月連続のプラス | 出超   | 5,102  |
| 大分空港(大分空港)   | —      | 全減    | 2か月ぶりのマイナス | —       | —     |           | —    | —      |
| 大 分 県        | 66,806 | 112.2 | 2か月連続のプラス  | 108,685 | 107.4 | 3か月連続のプラス | 入超   | 41,879 |

※港別貿易額は、各官署の通関額合計による。また、大分の実績には佐賀関港・中津港の実績を含む。

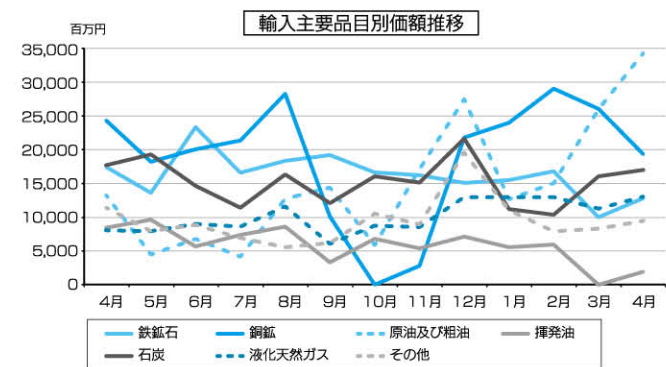
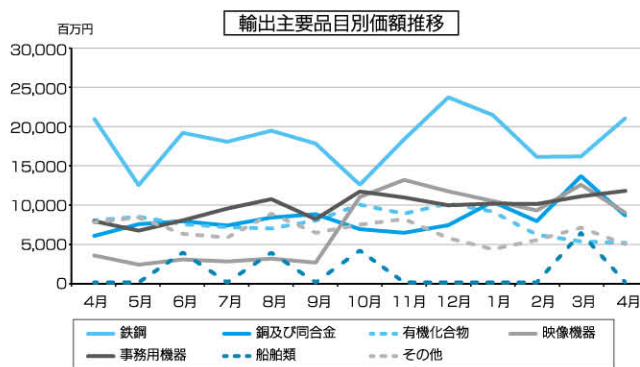
※大分県の価額欄は、各港毎の千円単位までの合計数値から四捨五入で算出。

※輸出は確報値、輸入は9桁速報値による。

### (2) 大分港貿易額推移

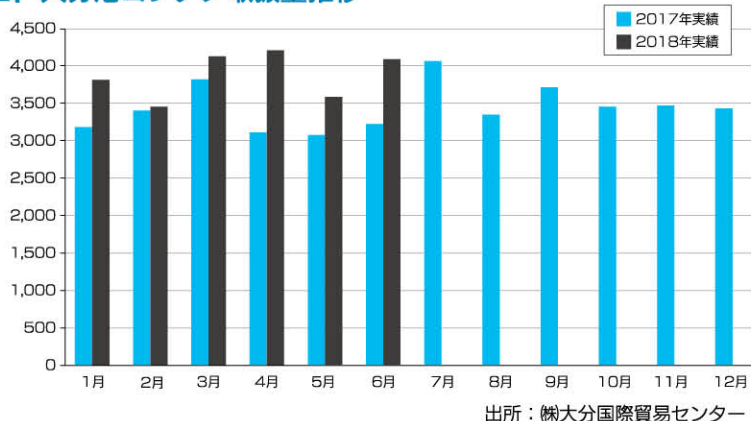


### (3) 大分港輸出入主要品目



出所：大分税関支署

## 2. 大分港コンテナ取扱量推移



こんな時、ジェトロ大分をご利用ください

- 海外の経済、貿易情報を入手したい
- 海外投資に関する情報を収集したい
- 海外出張のサポートを受けたい
- 輸出品の販路を拡大したい
- 海外の見本市に出品したい

表紙は、2013年10月に閉館した大分文化会館の緞帳にデザインされていた、大分市出身の画家、高山辰雄画伯の「明ける海」です。大友宗麟治下の府内（豊後国）に南蛮船が寄港する様子が描かれており、大分における海外貿易の長い歴史が想起させられる絵画です。



高山辰雄「明ける海」大分市所蔵

窓口相談も行っています、お気軽にお立ち寄りください。



#### 日本貿易振興機構（ジェトロ）大分貿易情報センター

〒870-0037 大分県大分市東春日町17-19  
大分ソフィアプラザビル4階  
TEL.097-513-1868  
FAX.097-513-1881  
✉ oit@jetro.go.jp  
<http://www.jetro.go.jp/oita/>

#### （一社）大分県貿易協会

〒870-0266 大分市大字大在6番  
大分国際貿易センタービル4階  
TEL.097-592-5932  
FAX.097-593-3338  
✉ info@oita-ffa.jp  
<http://www.oita-ffa.jp>